

○経済産業省令第五十二号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百十三号）の施行に伴い、並びに輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき及び同令を実施するため、輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を定める。

令和四年六月十日

経済産業大臣 萩生田光一

輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

第一条 輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の二及び別表第一の三の二中 「貨物名称（別表第2の3第2

号の場合には貨物番号）」を 「貨物名称（別表第2の

3
」に改める。

第二条 輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第四十六条 輸出令別表第二の三第二号の二に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 関税率法（明治四十二年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第四四〇八・一〇号に該当するもの</p>	<p>〔新設〕</p>

二 関税率表第四四・一六項に該当するもの

第四十七条 輸出令別表第二の三第二号の二口に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、関税率表第七三・〇九項に該当するもの

とする。

第四十八条 輸出令別表第二の三第二号の二八に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、関税率表第八二〇七・六〇号及び第八二

・〇八項に該当するものとする。

第四十九条 輸出令別表第二の三第二号の二二に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八四・〇二項（第八四〇二・一

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

一号を除く。)に該当するもの

二 関税率表第八四〇五・九〇号に該当するもの

の

三 関税率表第八四〇六・九〇号に該当するもの

の

四 関税率表第八四・一二項(第八四一二・三

一号、第八四一二・八〇号及び第八四一二・

九〇号を除く。)に該当するもの

五 関税率表第八四一四・九〇号に該当するもの

の

六 関税率表第八四一五・八三号に該当するもの

の

七 関税率表第八四二〇・九九号に該当するもの

の

八 関税率表第八四二一・一九号及び第八四二

一・九一号に該当するもの

九 関税率表第八四二四・八九号及び第八四二

四・九〇号に該当するもの

十 関税率表第八四二五・一一号に該当するも

の

十一 関税率表第八四二六・一二号及び第八四

二六・九九号に該当するもの

十二 関税率表第八四二八・二〇号、第八四二

八・三二号、第八四二八・三三号及び第八四

二八・九〇号に該当するもの

十三 関税率表第八四二九・一九号及び第八四

二九・五九号に該当するもの

十四 関税率表第八四三〇・一〇号及び第八四

三〇・三九号に該当するもの

十五 関税率表第八四三九・一〇号及び第八四

三九・三〇号に該当するもの

十六 関税率表第八四四〇・九〇号に該当する

もの

十七 関税率表第八四四一・三〇号に該当する

もの

十八 関税率表第八四四二・四〇号に該当する

もの

十九 関税率表第八四四三・一三号、第八四四

三・一五号、第八四四三・一六号、第八四四

三・一七号及び第八四四三・九一号に該当するもの

二十 関税率表第八四・四四項並びに第八四四八・一一号及び第八四四八・一九号（第八四・四四項の機械の補助機械に係るものに限る。）に該当するもの

二十一 関税率表第八四・四八項（第八四四八・二〇号、第八四四八・三一号、第八四四八・三二号、第八四四八・三九号及び第八四四八・五九号を除く。）に該当するもの（前号に該当するものを除く。）

二十二 関税率表第八四五一・一〇号、第八四五二・二九号、第八四五二・三〇号及び第八

四五・九〇号に該当するもの

二十三 関税率表第八四・五三項（第八四五三

・二〇号を除く。）に該当するもの

二十四 関税率表第八四五四・一〇号に該当す

るもの

二十五 関税率表第八五九・一〇号及び第八

四五九・七〇号に該当するもの

二十六 関税率表第八四・六一項（第八四六一

・五〇号を除く。）に該当するもの

二十七 関税率表第八四六五・二〇号、第八四

六五・九三号、第八四六五・九四号及び第八

四六六・九二号に該当するもの

二十八 関税率表第八四六六・一〇号に該当す

るもの

二十九 関税率表第八四・七二項（第八四七二

・九〇号を除く。）に該当するもの

三十 関税率表第八四七三・二一号に該当する

もの

三十一 関税率表第八四七四・一〇号、第八四

七四・三九号及び第八四七四・八〇号に該当

するもの

三十二 関税率表第八四・七五項（第八四七五

・一〇号を除く。）に該当するもの

三十三 関税率表第八四七七・四〇号及び第八

四七七・五一号に該当するもの

三十四 関税率表第八四七九・一〇号、第八四

七九・三〇号、第八四七九・五〇号及び第八四七九・九〇号に該当するもの

三十五 関税率表第八四八〇・二〇号、第八四八〇・三〇号及び第八四八〇・六〇号に該当するもの

三十六 関税率表第八四八一・一〇号、第八四八一・二〇号及び第八四八一・四〇号に該当するもの

三十七 関税率表第八四八二・四〇号、第八四八二・九一号及び第八四八二・九九号に該当するもの

三十八 関税率表第八四・八四項に該当するもの

第五十条 輸出令別表第二の三第二号の二ホに掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第八五〇一・三三号、第八五〇一・六二号、第八五〇一・六三号、第八五〇一・六四号、第八五〇二・三一号、第八五〇二・三九号及び第八五〇二・四〇号に該当するもの
- 二 関税率表第八五〇四・三三号及び第八五〇四・三四号に該当するもの
- 三 関税率表第八五〇五・二〇号に該当するもの
- 四 関税率表第八五〇六・九〇号に該当するもの

〔新設〕

-
- の|| 十|| 関税率表第八五三三・二九号に該当するも
- の|| 九|| 関税率表第八五三二・一〇号に該当するも
- の|| 八|| 関税率表第八五三〇・九〇号に該当するも
- の|| 七|| 関税率表第八五二五・五〇号に該当するも
- の|| 六|| 関税率表第八五一四・三一号に該当するも
- の|| 五|| 関税率表第八五〇七・三〇号に該当するも

十一 関税率表第八五三五・三〇号及び第八五

三五・九〇号に該当するもの

十二 関税率表第八五三九・四一号に該当する

もの

十三 関税率表第八五・四〇項（第八五四〇・

一一号、第八五四〇・一二号、第八五四〇・

四〇号及び第八五四〇・七一号を除く。）に

該当するもの

十四 関税率表第八五四三・一〇号に該当する

もの

十五 関税率表第八五四七・九〇号に該当する

もの

第五十一条 輸出令別表第二の三第二号の二へに

〔新設〕

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八六〇二・九〇号、第八六〇四項及び第八六〇六・九二号に該当するものとする。

第五十二条 輸出令別表第二の三第二号の二に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第八七〇四・一〇号、第八七〇四・二二号及び第八七〇四・三二号に該当するもの
- 二 関税率表第八七〇五・九〇号に該当するもの
- 三 関税率表第八七〇九・九〇号に該当するもの

〔新設〕

の

四 関税率表第八七一六・二〇号及び第八七一

六・三九号に該当するもの

第五十三条 輸出令別表第二の三第二号の二に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第九〇一〇・一〇号に該当するもの

二 関税率表第九〇一五・四〇号、第九〇一五

・八〇号及び第九〇一五・九〇号に該当する

もの

三 関税率表第九〇二九・一〇号に該当するも

の

〔新設〕

四 関税率表第九〇三一・二〇号に該当するもの

の

五 関税率表第九〇三二・八一号に該当するもの

の

第五十四条 輸出令別表第二の三第三号イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第二二・〇三項、第二二・〇四項（第二二〇四・二二号及び第二二〇四・三〇号を除く。）、第二二・〇五項、第二二・〇六項、第二二〇七・一〇号及び第二二・〇八項に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第四十六条 輸出令別表第二の三第三号イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第二二・〇三項、第二二・〇四項（第二二〇四・二二号及び第二二〇四・三〇号を除く。）、第二二・〇五項、第二二・〇六項、第二二〇七・一〇号及び第二二・〇八項に該当するもの（四万円を超えるものに限る。）とする。

第五十五条～第七十二条
〔略〕

第四十七条～第六十四条
〔略〕

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、令和四年六月十七日から施行する。